

介護保険制度の改正

問 高齢介護課介護保険係 ☎95-9889

介護保険制度が、8月から一部改正されます。

●介護保険施設利用者の食費・居住費の負担軽減措置における対象者の要件及び食費の自己負担限度額の変更

現在、生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税の人のうち、預貯金などの資産状況が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であれば、所得の状況に応じて負担軽減措置を受けることができましたが、対象者の要件が下表のとおり変わります。現在負担軽減措置を受けている人も、この改正により受けられなくなる可能性があります。また、食費の自己負担限度額についても下表のとおり一部変わります。

所得の状況（利用者負担段階）	対象者の預貯金額の要件		食費の自己負担限度額(1日当たり)	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
年金収入等80万円以下 (第2段階)	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	390円	390円 【600円】
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)		単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	650円	650円 【1,000円】
年金収入等120万円超 (第3段階②)		単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	650円	1,360円 【1,300円】

- ・年金収入等は公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他合計所得金額です。
- ・【 】内はショートステイを利用した場合の金額です。

●高額介護サービス費の自己負担限度額（月額）の変更

「現役並み所得相当」である人の区分を細分化し、新たな限度額を設定します。

7月まで		8月から	
区分	限度額	区分	限度額
現役並み所得相当の人 (年収約383万円以上)	44,400円（世帯）	年収約1,160万円以上の人	140,100円（世帯）
		年収約770万円以上1,160万円未満の人	93,000円（世帯）
		年収約383万円以上770万円未満の人	44,400円（世帯）

印鑑登録

問 市民課市民係 ☎95-9881

●実印とは

一般的には、住民登録している市町村の役場に登録した印鑑のことをいいます。不動産の登記や各種契約、金銭貸借などの際に求められます。

●登録するには

原則、照会申請と回答申請のために、2回来庁する必要があります。ただし、登録する本人が来庁し、以下のいずれかを確認できる場合は回答申請が省略できるため、1回の来庁で手続きできます。

- ・官公署発行の顔写真入りの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書など）原本
- ・保証書（市で印鑑の登録をしている人が、登録者を本人に相違ないことを保証する書面）

●登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏又は通称で表したもので、印影の大きさが一辺の長さ8ミリの正方形に収まらず25ミリの正方形に収まるもの。詳細は問い合わせてください。

- ・他の人が登録しているもの、材質・形状が変わりやすいもの、破損・摩滅しているもの、絵がついた印鑑（猫・花など）、スタンプ印、白抜き印などは登録できません。
- ・家族が過去に登録していたけれども登録抹消となった印で、氏などが自身と一致するものは登録できます。
- ・登録は1人1つです。

●印鑑登録証明書の請求について

申請書に印鑑登録証（カード）と来庁者の本人確認書類を添えて提出してください。委任状は不要です。記入に誤りがある場合は交付できません。

マイナンバーカードがあればコンビニでも印鑑登録証明書が取得できます

マイナンバーカードを利用して、コンビニに設置のマルチコピー機で印鑑登録証明書などの証明書が取得できます。市外でも取得可能です。

時 毎日（12月29日から1月3日及び保守点検日を除く）6時30分～23時

所 マルチコピー機が設置してある全国のコンビニなど